

令和3年度 一般廃棄物処理施設における放射性物質の測定結果

●久慈地区最終処分場の地下水及び放流水の放射性物質測定（毎月1回実施）

地下水及び放流水の放射性セシウム濃度測定を実施した結果をお知らせします。

・測定結果（検査機関：日鉄環境(株)釜石センター）

（単位：Bq/L）

測定項目	対象試料	4月	5月	6月	7月	8月	9月
Cs-134	地下水（上流側）	不検出 (1.00)					
	地下水（下流側）	不検出 (1.00)					
	放流水	不検出 (10.00)					
Cs-137	地下水（上流側）	不検出 (1.00)					
	地下水（下流側）	不検出 (1.00)					
	放流水	不検出 (10.00)					
	採取日	4月23日					

測定項目	対象試料	10月	11月	12月	1月	2月	3月
Cs-134	地下水（上流側）						
	地下水（下流側）						
	放流水						
Cs-137	地下水（上流側）						
	地下水（下流側）						
	放流水						
	採取日						

※ 検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示

※ ()内の数値は検出下限値

測定の結果、地下水及び放流水の放射性物質は**不検出**でありましたので、基準値を大幅に下回っています。

※ 放流水の基準として次の濃度限度が示されています。

セシウム134…60 (Bq/L)

セシウム137…90 (Bq/L)

濃度限度は、3ヵ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値が1を超えないこと。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度(Bq/L)}}{60(\text{Bq/L})} + \frac{\text{セシウム137の濃度(Bq/L)}}{90(\text{Bq/L})} \leq 1$$

●久慈地区最終処分場の敷地境界の空間放射線量測定結果（毎週1回実施）

施設名：久慈地区最終処分場

住所：久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6

測定器：HORIBA Radi（ラディ）PA-1000

基準値：0.23 $\mu\text{Sv}/\text{h}$

（単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）

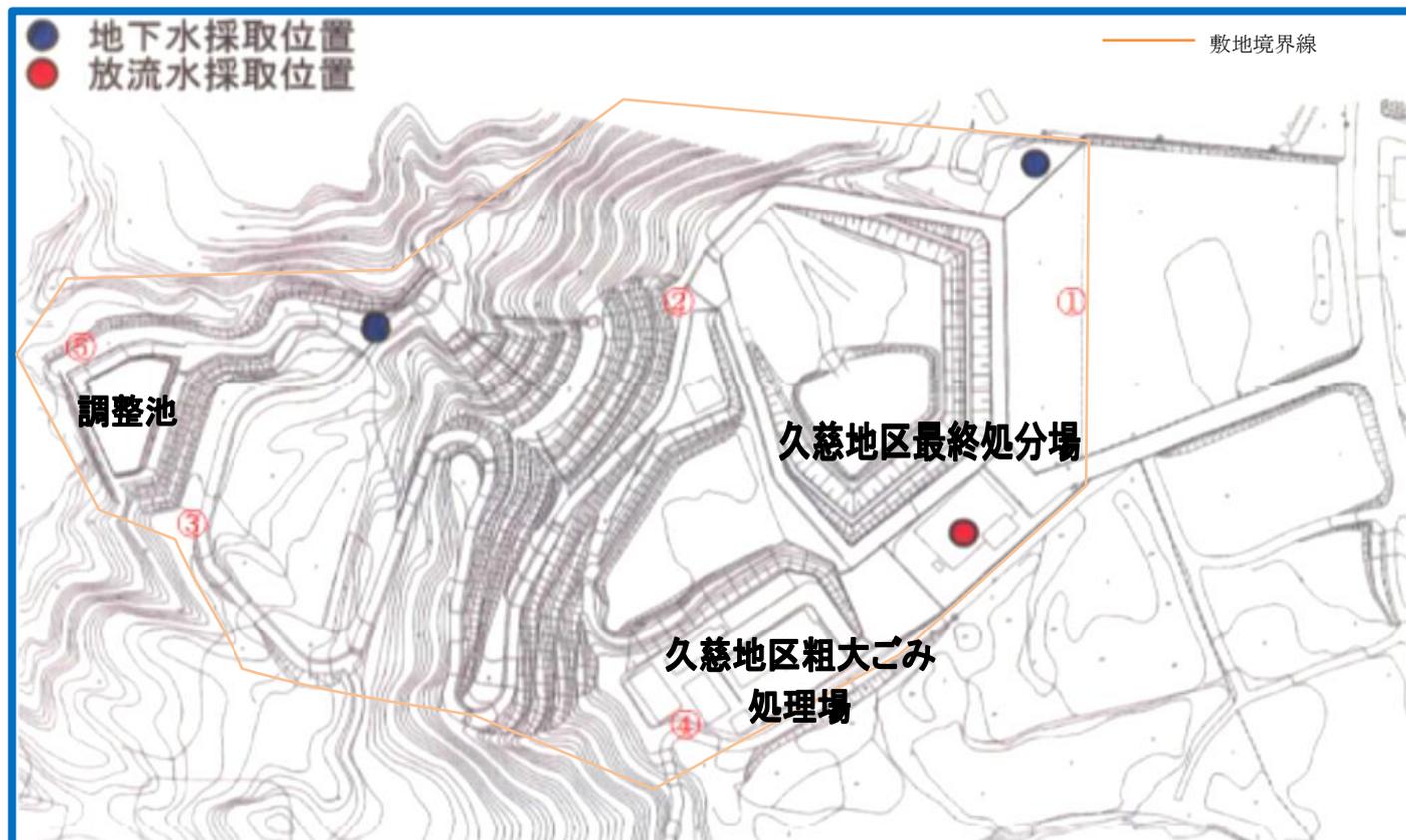
測定月	測定場所（敷地境界）				
	①	②	③	④	⑤
R 3. 4月	0.076	0.069	0.049	0.067	0.084
R 3. 5月					
R 3. 6月					
R 3. 7月					
R 3. 8月					
R 3. 9月					
R 3. 10月					
R 3. 11月					
R 3. 12月					
R 4. 1月					
R 4. 2月					
R 4. 3月					

※各測定地点の観測高は、地上1mです。

※各測定地点の値は、毎週5回測定した平均値のうちの最大値です。

・測定結果は、各測定地点とも基準値内でした。

【 測 定 位 置 】



※敷地境界線は大まかな位置関係を示しているため正確なものではありません。

●久慈地区ごみ焼却場の焼却灰（6月、9月、12月、3月に実施予定）

・測定結果（検査機関：日鉄環境(株)釜石センター）（単位：Bq/kg）

測定項目	埋立基準値	対象試料	6月	9月	12月	3月
Cs-134	8,000 以下	主 灰				
		飛 灰				
Cs-137	8,000 以下	主 灰				
		飛 灰				
放射性セシウム 合計	8,000 以下	主 灰				
		飛 灰				
採取日						

- ・測定対象 飛灰と主灰の放射性セシウム濃度（セシウム 134、137）
 - ※ 主灰：燃え殻（焼却炉の底などから回収される焼却残灰）
 - 飛灰：ばいじん（焼却施設の集塵装置（バグフィルタ等）で集められたもの）
 - ※ 基準値セシウム合計 ≤ 8,000 Bq/kg
 - ※ ()内の数値は検出下限値

●久慈地区ごみ焼却場の排ガス中の放射性濃度（6月、9月、12月、3月に実施予定）

・測定結果（検査機関：日鉄環境(株)釜石センター）（単位：Bq/m³）

測定項目	対象試料		6月	9月	12月	3月
Cs-134	1号炉	ろ紙部				
		ドレン部				
	2号炉	ろ紙部				
		ドレン部				
Cs-137	1号炉	ろ紙部				
		ドレン部				
	2号炉	ろ紙部				
		ドレン部				
採取日						

- ※ 検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示
- ※ ()内の数値は検出下限値

※ 排ガスの基準として次の濃度限度が示されています。

セシウム134…20 (Bq/m³)

セシウム137…30 (Bq/m³)

濃度限度は、3ヵ月間の平均濃度について、以下の式により算出した値が1を超えないこと。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{20(\text{Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{30(\text{Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

●久慈地区し尿処理場の脱水汚泥（9月に実施予定）

・測定結果（検査機関：日鉄環境(株)釜石センター）（単位：Bq/kg）

測定項目	基準値	対象試料	9月
Cs-134	—	脱水汚泥	
Cs-137	—	脱水汚泥	
放射性セシウム合計	200 以下	脱水汚泥	
採取日			

・測定対象 脱水汚泥の放射性セシウム濃度（セシウム 134、137）

※ 検出下限値未満であった場合は、「不検出」と表示

※ （ ）内の数値は検出下限値

※ 基準値について

肥料に利用される汚泥中の放射性物質濃度の取扱いについては、農林水産省平成 23 年 6 月 24 日付け、23 消安第 1893 号「汚泥肥料中の放射性セシウムの取扱いについて」により、200Bq/kg 以下の汚泥は汚泥肥料の原料として使用できる濃度と示されています。